

# 各スプリアス無線設備の定義及び使用期限について

## ◎スプリアスについて

スプリアスとは「不要発射電波」を指します。電波を通信に使用する場合、周波数が決定されます。設定した周波数を前後して一定の電波が出ており、この電波の出ている部分を周波数帯域と称します。周波数帯域内において通信に使用する中央内側を必要周波数とした場合、その外側がスプリアスとなります。

国内においては、無線通信規則(RR)の改正を踏まえ、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係わる技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、2005年12月1日より新たに許容値が適用されます。(経過措置として、2022年11月30日まで旧許容値の適用が可能になっています。)

これらの背景により、旧スプリアス規定の無線設備については、その使用期限が2022年11月30日までとなっています。

## ◎使用期限について

### ・新スプリアス機器

2007年12月以降に総務省型式検定又は総務省工事設計認証を取得した無線設備。

→2017年12月以降も無線機の免許、変更、再免許申請することができる。

### ・新スプリアス確認機器

総務省がメーカーの届出により新スプリアス確認済みと認めた無線設備。免許人による確認届出書又は申請書へ確認設備の記載により新スプリアス確認機器とみなされ、2022年12月以降も使用できる。

\*\*\*注意事項\*\*\*

認証・技適機と型検機で効力や申請時期により扱いが異なる。

#### 【認証・技適機】

2022年12月1日以降、設置の継続に関係なく認証・技適機の効力はなくなる。

#### 【検定機】

2022年11月30日までに免許、予備免許又は変更許可を受けた場合は、設置が継続する限り検定の効力が有効。

### ・旧スプリアス機器

新スプリアス対応とは認められない無線設備。2017年11月30日までに免許、予備免許又は変更許可を取得した場合は、2022年11月30日まで使用することができる。

① 総務省型式検定機については設置が継続する限り型式検定の効力が有効となるため設置が継続する限り使用することができる。但し、廃局又は再免許、免許切れの時点で使用不可となる。

**総務省型式検定以前の型式認定機については、型式検定機ではありませんので2022年12月以降は使用不可。**

レジャー船における旧スプリアス対象機器については、別紙旧スプリアス対象機器一覧表に纏めておりますのでご参照下さい。